

## 【別紙】新旧対照表

下記の通り、規約を改訂いたします。赤字の条文が改訂該当箇所になります。

### 第3条（サービス内容）

旧
第1項～第2項
1 本サービスは、次の各号に規定する内容とします。 ① <b>コンテンツ</b> 配信サービスおよびCS多チャンネル配信サービス
2 本サービスの提供地域は、日本国内の本サービスを提供することができる設備が敷設された <b>当社が管理する賃貸物件内</b> とします。

新
第1項～第2項
1 本サービスは、次の各号に規定する内容とします。 ① <b>ビデオ</b> 配信サービスおよびCS多チャンネル配信サービス
2 本サービスの提供地域は、日本国内の本サービスを提供することができる設備が <b>敷設された物件内</b> とします。

### 第5条（オプションサービス）

旧
第1項
1 利用者は、当社が承諾した場合、以下の各号に定めるサービスを本サービスにおけるオプションサービスとして利用することができます。 ① <b>CS多チャンネル配信サービス</b> における「CSプラス」「AT-X」（以下、「 <b>有料CSチャンネル</b> 」といいます。） ② <b>ビデオ配信サービス</b> ③ <b>インターネット接続サービス</b> （ベストエフォート型） ただし、平成23年4月1日以降に賃貸物件を契約した場合は、 ④ <b>安心設定サポート</b> ⑤ <b>安心リペアサービス</b> ⑥ <b>所定の期間において、1号、3号、4号、および2号の3タイトルを視聴できるチケット</b> を利用できる「 <b>プレミアムプラン</b> 」 ⑦ <b>所定の期間において、3号、4号、および2号の1タイトルを視聴できるチケット</b> を利用できる「 <b>スタンダードプラン</b> 」 ⑧ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT レギュラープラン</b> ⑨ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT フルプラン</b> ⑩ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT ビデオコイン</b> ⑪ <b>eBookJapan for LEONET ブックギフト月額サービス</b> ⑫ <b>eBookJapan for LEONET ブックコイン</b>

新
第1項
1 利用者は、当社が承諾した場合、以下の各号に定めるサービスを本サービスにおけるオプションサービスとして利用することができます。 ① <b>CSプラス</b> ② <b>AT-X</b> ③ <b>WOWOW</b> ④ <b>ビデオ配信サービス</b> ⑤ <b>インターネット接続サービス</b> （ベストエフォート型） ただし、平成23年4月1日以降に賃貸物件を契約した場合は、 ⑥ <b>プレミアムプラン</b> ⑦ <b>スタンダードプラン</b> ⑧ <b>プラチナプラン</b> ⑨ <b>ベーシックバック</b> <b>ただし、Life Stickを購入またはレンタルされた利用者に限り</b> ます。 ⑩ <b>アップグレードオプション</b> <b>ただし、Life Stickを購入またはレンタルされた利用者に限り</b> ます。 ⑪ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT レギュラープラン</b> ⑫ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT フルプラン</b> ⑬ <b>TSUTAYA movie for LEONET powered by U-NEXT ビデオコイン</b> ⑭ <b>eBookJapan for LEONET ブックギフト月額サービス</b> ⑮ <b>eBookJapan for LEONET ブックコイン</b> ⑯ <b>G-cluster for LEONET 月額500円プラン</b> ⑰ <b>G-cluster for LEONET 月額750円エンタメプラン</b> ⑱ <b>安心設定サポート</b> ⑲ <b>安心リペアサービス</b>

## 第6条（サービスの利用）

旧
第1項～第2項 <p>1 平成17年1月11日以降に賃貸物件に入居した入居者が本サービスの利用申込を行った場合、利用申込者は、当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。</p> <p>2 平成17年1月10日以前に賃貸物件に入居した入居者が本サービスの利用申込を行った場合、利用申込者は、当社所定の審査・手続等を行った後、当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。</p>

新
第1項 <p>1 <b>本サービスの利用申込者は</b>、当社所定の審査・手続等を行った後、当社が承諾した場合に本サービスを利用することができます。</p>

## 第10条（利用の終了）

旧
第1項～第4項 <p>1 第6条（サービスの利用）第2項記載の利用者が本サービスの利用を終了する場合は、当社所定の方法にて当社に通知するものとします。この場合、当社が利用終了通知を受けた日の属する月の翌月末に利用終了したものとして料金を計算します。</p> <p>尚、当社は既に受領した利用料等の払い戻しは一切行いません。また、利用者は本サービス終了後も、当社が提供する一部のサービスについては、本サービスで利用していたLEONET ID、パスワードを用いて利用することができるものとします。なお、LEONET ID、パスワードについては、利用者に物件の利用がなく、かつ、90日間継続して当該サービスの利用が確認できなかった場合に消去されます。</p> <p>ただし、法人名義で契約している入居者が利用者である場合において、当社所定の利用者変更手続を行ったときは、新たにLEONET ID、パスワードが発行されるものとします。</p> <p>2 当社は当該利用者の死亡を当社が知った時点をもって、前項の通知があったものとして取り扱います。</p> <p>3 第6条（サービスの利用）第1項記載の利用者が物件の利用契約を解約する場合は、本サービスの利用も物件の利用終了日を以って終了します。なお、利用者は、本サービス終了後も、当社が提供する一部のサービスについては、本サービスで利用していたLEONET ID、パスワードを用いて利用することができるものとします。また、物件の利用契約が終了した場合において、Life Stick購入またはレンタルに限り、一部のサービスを利用することができます。において、（なお、LEONET ID、パスワードについては、90日間継続して当該サービスの利用が確認できなかった場合に消去されます。ただし、法人名義で契約している入居者が利用者である場合において、当社所定の利用者変更手続を行ったときは、新たにLEONET ID、パスワードが発行されるものとします。）</p> <p>4 前3項にかかわらず、利用者が第5条第1項記載のオプションサービスを解約する場合は、利用者は当社が定めた次の各号に定める手続を経るものとします。</p>

新
第1項～第4項 <p>1 <b>利用者が物件の利用契約を解約する場合は</b>、本サービスの利用も物件の利用終了日を以って終了します。なお、利用者は、本サービス終了後も、当社が提供する一部のサービスについては、本サービスで利用していたLEONET ID、パスワードを用いて利用することができるものとします。（LEONET ID、パスワードについては、90日間継続して当該サービスの利用が確認できなかった場合に消去されます。ただし、法人名義で契約している入居者が利用者である場合において、当社所定の利用者変更手続を行ったときは、新たにLEONET ID、パスワードが発行されるものとします。）</p> <p>2 前項にかかわらず、物件の利用契約が終了した場合において、利用者がLife Stickを購入またはレンタルされたときに限り、当社が提供する一部のサービスを利用することができます。</p> <p>3 前2項にかかわらず、利用者が第5条第1項記載のオプションサービスを解約する場合は、利用者は当社が定めた次の各号に定める手続を経るものとします。</p>

(1) 第15条（当社によるLEONET ID使用の一時停止および利用の終了）

旧
第4項  4 第6条（サービスの利用）第2項の利用者は、LEONET IDの使用が一時停止となった場合でも、当社の定める利用料金の支払義務を負うものとします。 5 第6条（サービスの利用）第2項の利用者につき、当社が解約した場合、当社が解約通知を發した日の属する月の翌末日に利用の終了があったものとして料金を計算します。

新
第4項  4 <b>利用者</b> は、LEONET IDの使用が一時停止となった場合でも、当社の定める利用料金の支払義務を負うものとします。 5 <b>本サービスの利用が終了した場合</b> 、当社が終了通知を發した日の属する月の翌末日に利用の終了があったものとして料金を計算します。

第19条（本サービスの提供範囲）

旧
記載なし

新
追加  <b>本サービスは、当社が管理する賃貸物件に設置されたLife Stick、または、利用者が購入もしくはレンタルされたLife Stick、および当社によって提供されるウェブサイト、アプリケーションによって提供されます。</b>

第23条 (オプションサービスに関わる利用料および料金の支払義務)

旧
第1項~第2項
1 第5条(オプションサービス)記載の利用者は、当社がオプションサービスの提供を開始した日から、オプションサービスに関する利用料の支払い義務を負います。
2 オプションサービスに関わる料金およびその算定方法等は、当社が別途定めるとおとします。

新
第1項~第2項
削除

第24条 (決済)

旧
条文名
(決済)
際1項
1 当社は、毎月各LEONET IDについて発生した利用料その他の料金の額を集計するものとします。

新
条文名
(クレジットカード決済)
第1項
削除

上記の条番および項番変更に伴う修正